

国家発展改革委員会「知識財産権濫用に関する独占禁止指南（意見募集稿）」意見募集表

会社名： AIPPI JAPAN

担当者： 会長 長澤健一

条項番号	修正提案	修正理由
<p>二（一） 3.</p>	<p>本項を以下の通り修正いただきたい。</p> <p>3. クロスライセンス</p> <p>本ガイドラインでいうクロスライセンスとは、経営者が、各自が有する知的財産権の相互使用を許諾することをいう。</p> <p>クロスライセンスは通常、知的財産権の許諾コストの削減、イノベーションの奨励、知的財産権の実施を促す。ただし、経営者がクロスライセンスを通じて競争を排除、制限する行為をなすおそれもあり、具体的な分析を行う場合、次に掲げる要素を考慮しなければならない。</p> <p>（1）クロスライセンスを通じて、他の経営者へのライセンスを行わないことを共同で取り決めることにより、不当に第三者が関連市場に参入する際の障壁を構成していないか</p> <p>（2）クロスライセンスを通じて、対象製品の対価、数量、供給先について共同で取り決めることによって、不当に川下の関連商品市場の競争を阻害していないか</p>	<p>そもそも特許権は排他権であり、またクロスライセンスは限られた当事者間の契約であるから、解釈によっては、すべてのクロスライセンスが意見募集稿(1)～(3)に該当するとみなされてしまうおそれがある。従って、問題となりうる行為態様をできるだけ具体的に記載する必要がある。</p> <p>また、本項では、いずれもクロスライセンスそのものではなく、クロスライセンスの仕組みを通じて不当に競争を排除、制限しようとする行為を問題としているのであるから、その点が明確となるよう修正いただきたい。</p> <p>なお、(1)と(2)は同じ行為態様を指していると思われるため、重複を避けて整理・統合いただきたい。</p>
<p>二（一） 4.</p>	<p>本項を以下の通り修正いただきたい。</p> <p>4. 標準設定</p> <p>本ガイドラインにおいて標準設定とは、経営者が共同で一定範囲内において統一的に実施する知的財産権に及ぶ標準を設定することをいう。</p> <p>標準設定は異なる製品間の通用性、コスト削減、効率向上、製品品質の保証、競争の促進、社会福祉の増進に資するものである。た</p>	<p>本項も、いずれも標準設定そのものではなく、標準設定を通じて不当に競争を排除、制限しようとする行為を問題としているのであるから、その点が明確となるよう修正いただきたい。</p> <p>(2)の「提案（※中国語原文では「方案）」は、「寄書（contribution）」としたほうが分かり易いため、修正いただきたい。また、単に「排斥」だけだと、結果として標準に採用</p>

	<p>だし、競争関係を有する複数の経営者が標準設定に共同参画することを通じて、競争を排除、制限する行為をなすおそれもあり、具体的な分析を行う場合、次に掲げる要素を考慮しなければならない。</p> <p>(1) 不当にその他特定の経営者を標準設定作業から排除する取り決めをしていないか</p> <p>(2) 予め、特定経営者の関連する寄書を不当に排斥する取り決めをしていないか</p> <p>(3) 標準制定を行うにあたり、不当に競争する他の標準を実施しないように制約していないか</p>	<p>されなかった寄書も含まれてしまうおそれがあるため、「予め、特定経営者の関連する寄書を排斥する取り決めをしてい」ることが問題になることを明記いただきたい。</p> <p>(4)の「必要、合理的な制約メカニズム」については、その意味が不明確であるうえ、この項目の存在理由自体も不明であるため、削除いただきたい。</p>
<p>三 (一)</p>	<p>本項冒頭を、以下の通り修正いただきたい。</p> <p>(一) 市場支配的地位の認定</p> <p>経営者が知的財産権（標準必須特許を含む。）を有していることは、必然的に市場支配的地位を持つことを意味するわけではない。</p>	<p>本項の「知的財産権」が標準必須特許を含むことを明記していただきたい。</p>

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)